

子育てのお知らせ

里親相談会 いろいろきこう。いっぱいはなそう。

時 3月15日(日) 午後1時30分～4時

場 イオンモール寝屋川 3階
コミュニティスペース(寝屋川市緑町5-8)

内 里親に関する個別相談。里親会会員や子ども家庭センター職員が相談を受け付けます。

対 里親さんから話を聞いてみたい人、里親制度のことや登録方法、実際の里親家庭の様子、その他里親に関心のある人

注 事前申し込みは不要。直接会場へお越しください。お子さんが遊べるスペースを



里親相談会のロゴ

用 意 していますので一緒に参加してください。

備 里親とは、さまざまな事情で家族と暮らすことができない子どもを、家庭に入れて、育ててくださる人です。

問 府中央子ども家庭センター
TEL 072・828・0161
FAX 072・828・5319

特別児童扶養手当のお知らせ

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいがある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

請求者、配偶者またはそれらの人と生計を同じくする扶養義務者(児童の祖父母など)について、それぞれの所得制限や児童が児童福祉施設、障がい者福祉施設に入所しているときや、児童が障がいを支給事由とする公的年金を受け取ることができるときは、受給できないなどの支給制限があります。

支給対象となる障がいについては、原則、診断書(所定の様式)で認定を行います。

身体障がい者手帳、療育手帳を持っている場合は診断書の提出を省略できる場合があります。

申請には、申請時に記入する認定請求書などや添付書類として戸籍謄本、住民票など世帯の状況がわかる書類、児童の障がいの程度がわかる医師の診断書、所得の状況がわかる書類(最近、転入してきた人)などが必要です。

また、請求者・児童の状況により必要な書類が異なる場合もあります。

現在、特別児童扶養手当を受給している人についても、毎年8月に世帯の状況や所得の状況などを確認する「所得状況届」の提出や、障がいの

程度に応じて有期期限が設けられているときに、更新のための「有期再認定請求書」の提出や住所・氏名などの変更、監護する児童の人数の変更、障がいの程度が重くなった場合、児童が児童・障がい者福祉施設に入所しているときなど、資格喪失する事由が発生した場合も、届出が必要です。

詳しくは、問い合わせください。

問 子育て支援課支援係
TEL 06・6992・1647



アルバイト 延長保育士

資格 保育士資格を持つ人

勤務時間 月曜日～土曜日

○早朝=7:30～10:15のうち2時間

○薄暮=15:00～18:30のうち3時間(土曜日は12:00～18:30のうち2時間)

勤務場所 市立保育所

勤務内容 保育補助

給与 時給1,252円

急募



臨時保育士

資格 保育士資格を持つ人

勤務時間 月曜日～土曜日
午前9:00～16:45
(土曜日は正午まで)

勤務場所 市立保育所

勤務内容 保育業務

給与 日額9,439円
(土曜日は時間給)

申・問 履歴書および保育士証の写しを保育・幼稚園課保育係まで持参または郵送
(〒570-8666京阪本通2-2-5)

TEL 06-6992-1661